仙台市水道局発注工事等における前金払の割合について

工事請負及び土木・建築設計,工事監理,測量業務委託等の前金払の割合について下記のと おり改正します。

記

1 工事請負

前金払の割合を請負金額の「10分の4.5以内の額」に改正します。

改正前 10分の5以内の額

改正後 10分の4.5以内の額

※低入札価格調査対象契約は、従前どおり「10分の2以内の額」となります。

2 土木・建築設計, 工事監理, 測量業務委託等

前金払の割合を委託金額の「10分の3.5以内の額」に改正します。

改正前 10分の 4 以内の額

改正後 10分の 3.5以内の額

3 実施時期

令和4年6月10日以降の契約分から適用し、施行日前に締結された契約については、従前 どおりとします。

4 お問い合わせ先

水道局財務課契約係 電話 022-304-0012